

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 評議員名簿

平成27年4月現在

現 職	氏 名	備 考
愛媛県農林水産部農業振興局長	森 寛 敬	
愛媛大学農学部長	柿 沼 喜 己	
愛媛県農業協同組合中央会参事	稲 荷 亨	
愛媛県森林組合連合会参事	芝 芳 亀	
愛媛県漁業協同組合連合会参事	瀬 尾 一 雄	
評 議 員 5 名		

任 期

平成24年8月1日～平成28年度の定時評議委員会の終結の時まで

公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構 役員名簿

平成27年6月現在

役 職	現 職	氏 名	備 考
理 事	常 勤	三 好 大 三 郎	
理 事	愛媛県農林水産部 担い手・農地保全対策室長	清 水 光 男	
理 事	愛媛県農業会議事務局長	毛 利 真 也	
理 事	愛媛県市長会事務局長	梶 本 環	
理 事	愛媛県町村会事務局長	渡 部 明 忠	
理 事	愛媛県農業協同組合中央会 地域農業対策部長	新 居 田 正 人	
理 事	愛媛県森林組合連合会 森林環境保全部長	大 野 博	
理 事	愛媛県漁業協同組合連合会 漁政部長	杉 義 晴	
理 事	愛媛県農業法人協会会長	牧 秀 宣	
監 事	愛媛県信用農業協同組合連合会 総務部長	井 関 正 志	
監 事	愛媛県信用漁業協同組合連合会 業務統括本部本部長代理	秋 月 秀 二	
役員数 理事 9名 監事 2名 計 11名			

任 期

理 事 平成28年の定時評議員会の終結の時まで  
 理事（三好・牧） 平成29年の定時評議員会の終結の時まで  
 監 事 平成24年8月1日～平成28年の定時評議員会の終結の時まで

## 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構役員 及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づく役員及び評議員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

### (報酬の支払)

第3条 報酬は、常勤の理事のみに支払うこととし、非常勤の役員等に対しては、報酬を支給しない。

### (報酬の額)

第4条 報酬の額は、評議員会で定める。

### (報酬の支払い方法等)

第5条 報酬の支払い方法、支給日等報酬の支給に関し必要な事項は、職員の給与規程に準ずる。

### (費用)

- 第6条 機構は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用を支払うことができる。
- 2 役員等の旅費については、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）の例によるものとする。

### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、評議員会の決議により定める。

附則

この規程は、公益財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社の移行登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。